乳用牛増頭支援事業

~外部導入による増頭支援~

〇事業の目的

平成30年度に鳥取県の生乳生産量を60,000tにするため、大山乳業農協が乳用牛の増頭を図る事業に対し支援する。

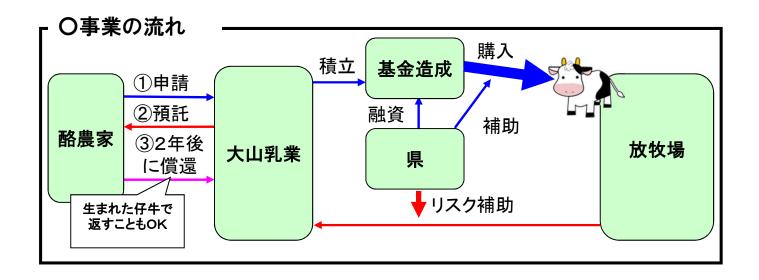
〇支援の内容

外部導入による増頭支援

- (1) 育成牛購入補助【新規】 基準価格(200千円/頭)を上回った部分(差額)の1/2を補助
- (2) 育成牛購入資金貸付【継続】 乳用育成牛を県外等から基金を活用して購入、育成後に農家へ預託貸付
- (3) 育成に係るリスク補助【継続】 分娩までに生じた育成経費増加分や死亡等のリスク部分の1/2を補助

〇主な要件

大山乳業が預託貸付する酪農家は増頭に取り組む農家であること (更新は不可)



☎ 問い合わせ先 ☎

大山乳業農業協同組合酪農指導部 0858-52-2221 鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7291

乳用牛增頭支援事業

~性判別精液(雌)利用推進事業~

〇事業の目的

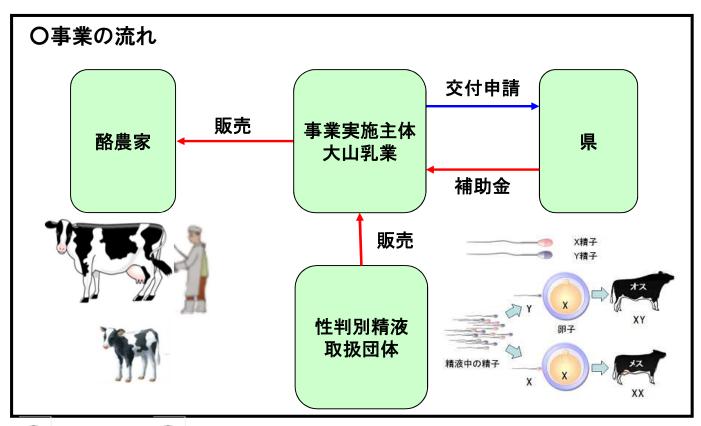
乳用種育成牛の確保又は増産を図るため、大山乳業農協が性判別 精液を導入し、酪農家等が人工授精を実施する取り組みに対し、精 液の導入に係る経費を補助する。

〇支援の内容

性判別精液(雌)利用推進事業【新規】による増頭支援 性判別精液の導入に係る経費の1/3を補助

〇主な要件

平成28年度導入本数の上限1.000本



↑ 問い合わせ先 ↑

大山乳業農業協同組合酪農指導部 鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7291

0858-52-2221

緊急生乳増産奨励事業

〇事業の目的

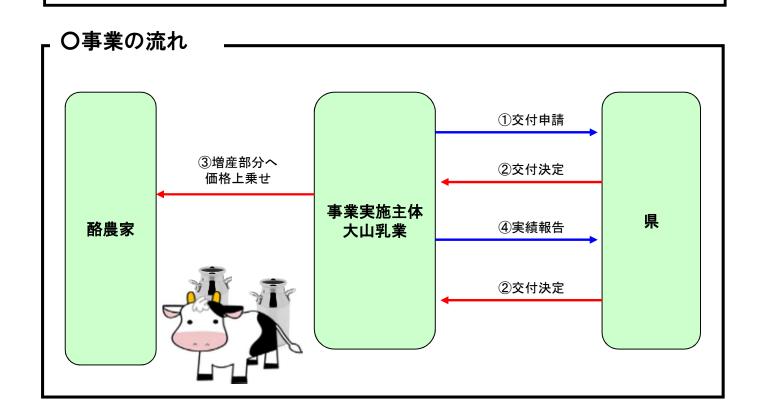
生産者の増産意欲を喚起するため、大山乳業農協が緊急的に行う生乳増産部分への生乳価格上乗せの取組に対し支援する。

・〇支援の内容

生産乳量を増産した農家に対して、大山乳業が6円/kgの乳価を上乗せする場合に、その1/2を助成。

〇主な要件

直近3ヶ年の内、最も高い年の生産乳量を上回る部分(増産部分)。



☎ 問い合わせ先 ☎

大山乳業農業協同組合酪農指導部 0858-52-2221 鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7291

飼料生産型酪農経営支援事業

〇事業の目的

酪農経営の農地の保全や地域活性化の機能を生かすために環境負荷軽減に配慮した経営へと転換し、将来にわたり、安定的に継続できる経営を目指す。

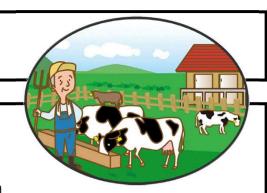
〇事業対象

酪農家等

〇支援の内容

交付金単価

- ①飼料作付面積 15,000円/ha
- ②飼料作付の拡大面積 30,000円/ha

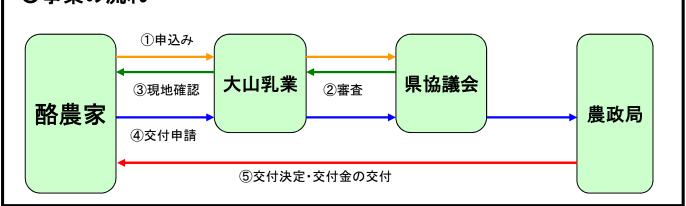


〇主な要件

環境負荷軽減(8メニューから2つ選択)に取り組んでいること

- ① 堆肥の適正還元の実施 ② 耕畜連携の取組 ③ 不耕起栽培の実施 ④ 放牧の実施
- ⑤無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施
- ⑥サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施
- ⑦副産物の利用による装置の適正管理
- ⑧環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産※
 - ※別に定める5つの条件から一つを選択

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

中国四国農政局鳥取地域センター

0857-22-3154

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7291

鳥取和牛振興総合対策事業

(施設・機械整備・受精卵活用・放牧支援)

●事業の目的 -

産肉能力が高い種雄牛群を軸として「和牛王国復活」を目指し、和牛ビジョンに添った生産から販売までの戦略を推進するための総合的な事業を実施する。その中で、和牛生産頭数の増加のために、飼養場所の確保(牛舎整備)、乳牛等の有効活用(受精卵移植の推進)、和牛放牧の推進を図る。



●事業対象

- ①和牛の増頭をしたい方
- ②新しく繁殖和牛の経営をはじめたい方
- ③和牛受精卵を活用して、和子牛を生産したい方
- ⑥和牛放牧を行いたい方



●主な内容及び要件

区分	事業名	事業実施主体	内 容
施設・機械	県版クラスター		国事業で対象とならない施設整備のうち、和牛増頭に伴う繁殖牛舎・肥育牛舎・保育舎・堆肥舎の増築・新築・改築に対する助成。 (県1/3、市町村1/6)
機整備支援	というない。 は、一般では、一般では、一般である。 を、のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般		国事業で採択されなかった機械整備のうち、牛肉の安定生産・高品質化に資する機械の整備に対する助成。 (県1/3、市町村1/6)
受	高能力受精卵 増産対策		「百合白清2」「白鵬85の3」の受精卵購入経費の一部を助成。 (県1/2 上限20千円/卵)
精卵移			農家が実施する「百合白清2」「白鵬85の3」の採卵経費の一部を助成。 (県1/2 上限21千円/頭)
植 - - 和	乳用雌牛等受 卵牛活用促進	農協、生産者	和牛受精卵移植に前年度より多く取り組んだ生産者に対する奨励金。 (定額20千円/移植)
十 十 放 牧		全農	和牛受精卵の移植経費の一部を助成。 (県定額2,500円/移植、全農定額2,500円/移植)
推進	和牛放牧 拡大支援	農業団体、 生産者集団等	耕作放棄地等で和牛放牧を実施するための牧柵等の導入に対する助成。 (県1/3)

鳥取和牛振興総合対策事業

(增頭•改良支援)



〇事業の目的

産肉能力が高い種雄牛群を軸として「和牛王国復活」を目指し、和牛ビジョンに添った生産から販売までの戦略を推進するための事業を実施する。鳥取和牛の増頭や改良を図るとともに高品質な鳥取和牛出荷頭数を確保する。

〇事業対象

- ①和牛繁殖雌牛の増頭をしたい方
- ②オレイン酸能力及び産肉能力の高い雌牛を導入したい方
- ③オレイン酸能力及び産肉能力の高い肥育素牛を導入したい方



〇主な内容及び要件

	事業名	事業実施主体	内 容
1	増頭のための 和牛繁殖雌牛 導入支援	農協、畜産農 家、畜産経営 を行う法人	地域の増頭・改良計画に沿った和牛繁殖雌牛の増頭にかかる繁殖雌牛購入経費等に対する助成(県1/2、市町村1/6。ただし、自身が所有している牛を増頭のために保留する場合は、県定額273千円、市町村定額91千円。)(補助金上限:1年間当たり県補助金300万円/農家(個人・集団)
2	繁殖用雌子牛 導入支援		オレイン酸能力と産肉能力の高い繁殖用雌子牛を導入する経費の一部を助成。 ①「百合白清2」などの産子の場合 (95千円+(購入価格-せり平均価格-95千円)×2/3) ②その他の種雄牛の産子の場合または自身が所有している「百合白清2」などの産子を保留する場合 (95千円)
3	肥育素牛導入 支援	農協	オレイン酸能力と産肉能力の高い肥育素牛を導入する経費の一部を助成。 ①「百合白清2」などの産子の場合 (60千円+(購入価格-せり平均価格-60千円)×1/2) ②その他の種雄牛の産子の場合 (60千円)

↑ 問い合わせ先 農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当 0857-26-7290

第11回全共出品対策事業

〇事業の目的

県内の和子牛の市場価値や「鳥取和牛肉」ブランドを高めるため、第10回全共の反省を活かした効率的な「牛つくり」や若い生産者を中心に取組農家を推進する「人つくり」「組織つくり」によって、第10回全共をさらに上回る成績を目指すと共に、その取組を通じて生産基盤を強化・拡大していくなど鳥取県の和牛振興を図る。

〇対象者 ——

第11回全国和牛能力共進会鳥取県推進委員会 (事業実施主体)

各地域出品対策協議会、和牛繁殖・肥育農家

〇補助率 -

県1/2、JAグループ及び生産者1/2





〇支援の内容

	事業名	事業実施主体	内 容
1	地域協議会 活動費		地域の出品対策協議会開催経費及び各地区で行う技術研修会の支援
2	出品対策部会主催講習 会開催費		削蹄、調教技術、審査研修会等の開催
3	子牛価格補てん助成		4区、7区対象牛の子牛販売に対する繁殖農家への助成
4	種牛保留助成費 (飼育管理費)	第11回全国和 牛能力共進会	種牛の部候補牛として保留した場合の助成
5	肥育保留助成費 (飼育管理費)	鳥取県推進委 員会	肉牛の部候補牛として保留した場合の助成
6	削蹄助成費		出品牛の削蹄費助成
7	集合審査開催費		出品牛の選抜の為の運賃助成・ワクチン接種代等
8	事務局運営費		全共推進委員会、出品対策部会の開催に要する経費の助成

☎ 問い合せ先 ☎

農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当 0857-26-7290

肉用牛肥育経営安定対策事業

〇事業の目的

牛枝肉価格が著しく低下した場合に、補てん金を交付して 肉用牛肥育経営の安定を図る。



〇事業対象

肉用牛肥育経営者(※大企業は除く)

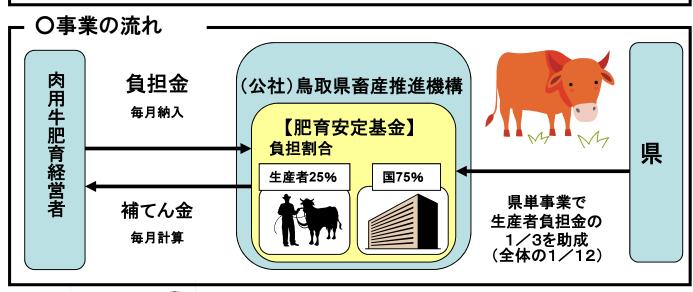
※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

〇支援の内容

四半期(又は1カ月)の肥育牛1頭あたりの粗収益(全国平均)が生産費(全国平均)を下回った場合に補てん金を交付する。

〇主な要件

- ①原則として配合飼料価格安定基金への継続加入が必要
- ②業務対象年間は平成28年~平成30年度の3年間で、新規に肉用牛肥育経営を開始する生産者以外は途中加入不可



合 問合せ先合

(公社)鳥取県畜産推進機構

0857 - 21 - 2756

鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7288

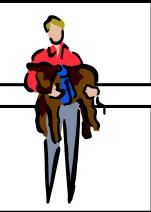
肉用子牛価格安定対策事業

〇事業の目的

子牛価格が低落した場合に、補給金を交付して生産者の畜産経営の安定継続を図る。

〇事業対象

肉用子牛生産者及び法人(※大企業は除く) ※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、 かつ従業員数が300名を超えている会社

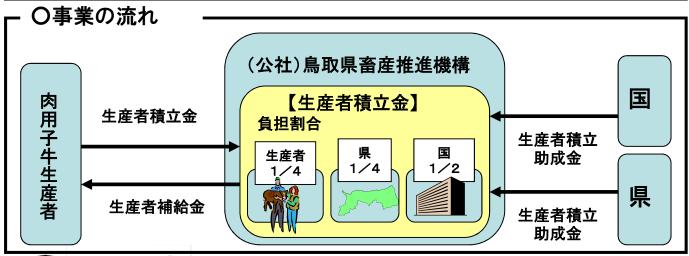


〇支援の内容

肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期毎)が毎年決定する保証 基準価格・合理化目標価格を下回った場合に、その期間中に子牛を販 売、または自家保留していれば補給金を交付する。

〇主な要件

- ①生産者と(公社)鳥取県畜産推進機構との間で「肉用子牛生産者補給金交付契約が必要。
- ②指定協会に対し満2カ月齢に達する日までに登録個体の申込を行い、負担金を納入すること。



☆ 問合せ先☆

(公社)鳥取県畜産推進機構

0857 - 21 - 2775

鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7288

鳥取地どりブランド生産拡大支援事業

〇事業の目的

鳥取地どりの生産振興とブランド化を推進することを目的として 交付する。

- 〇事業対象

鳥取地どり生産者

〇支援の内容

- ①鳥取地どりの生産に必要な飼養施設、排せつ物処理施設等
- ②鳥取地どりの生産性を向上させるため、飼養環境の向上、飼料費
- の低減、労働力の軽減、排せつ物の適正な処理等に資する機械

〇補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/3を補助する。

【補助上限額】①総事業費が1億円を超えるもので、3人以上の新規雇用を伴う場合にあっては 1/10以内



②上記①以外の場合は1/3以内(ただし、法人、認定農業者または認定就農者の場合の補助限度額は1千万円、その他の個人または任意団体の場合の補助限度額は200万円とする。)

〇主な要件

①施設整備:鳥取地どりの生産規模拡大を行う者又は生産を開始する者

②機械整備:鳥取地どりを生産する者又は生産を開始する者

☎ 問い合わせ先 ☎

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7831

畜産クラスター施設整備事業(養豚)

~県版養豚クラスター事業~

〇事業の目的

国の畜産クラスター事業等により規模拡大を行う場合、事業対象となっていない既存農家等の母豚導入経費に対して補助を行う。

〇支援の内容

事業実施主体: 畜産クラスター協議会

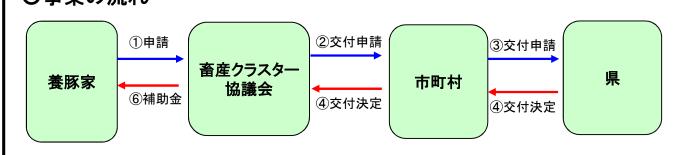
補助率: 県1/3、市町村1/6



〇主な要件

增頭対策:事業費上限6,000千円/戸

〇事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7831

養豚経営安定対策事業

〇事業の目的

豚枝肉平均価格が著しく低下した場合に、補填金を交付して養豚経営の安定を図る。

〇事業対象

養豚経営者(※大企業は除く)

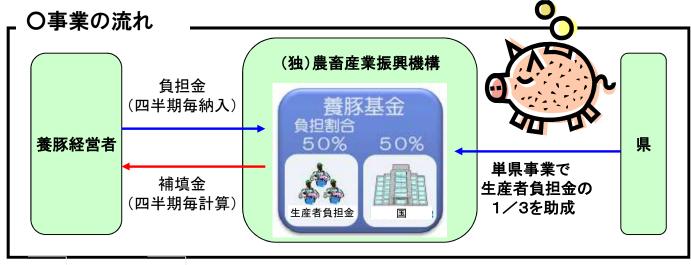
※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員数が300名を超えている会社

〇支援の内容

粗収益が生産コストを下回った場合に補填金を交付する。

・〇主な要件

- ①耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする養豚経営者
- ②原則として配合飼料価格安定基金への継続加入が必要
- ③業務対象年間は平成27~平成29年度の3年間で、新規に養豚経営を 開始する生産者以外は途中加入不可



☆ 問合せ先 ☆

(公社)鳥取県畜産推進機構

鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0857-21-2756 0857-26-7288

ブランド豚生産拡大支援事業

〇事業の目的

ブランド豚の生産を拡大するため、種豚導入を行う生産者に対して支援 を行う

〇事業対象・

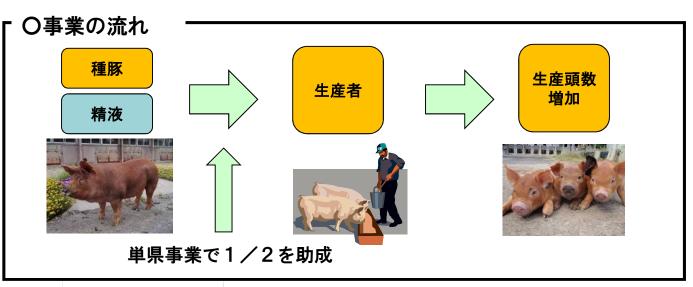
養豚経営者等

〇支援の内容

県が作出した豚を元に生産された豚で、新たにブランド豚の生産に取り 組む生産者、またはブランド豚の増頭を図る生産者に対して、種豚経費 等の一部を助成

〇補助内容及び補助率

①ブランド豚の生産又は種豚生産のため、種豚の導入経費の1/2を助成②ブランド豚の生産又は種豚生産のため、精液の購入経費の1/2を助成



☎ 問い合わせ先 ☎

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7831

農場HACCP推進事業



〇事業の目的

食のみやこ鳥取県を強力に推進するため、農場から消費者まで一貫した 衛生管理による安全な畜産物の供給を行う。

○事業対象

畜産農家(個人、法人)

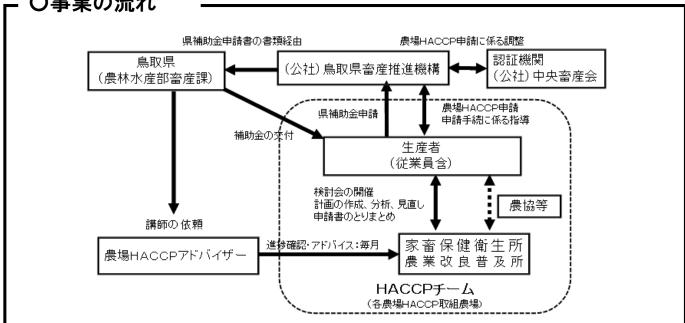
〇支援の内容

- ・農場HACCPに取組む農場への技術指導
- ・農場HACCP推進農場指定手数料、認証手数料、中間検査手数料の 助成

〇主な要件

- ①農場HACCPへの取組意欲を有し、支援体制が構築されていること。
- ②(公社)中央畜産会に農場HACCP推進農場指定申請、認証申請を 行っていること。(手数料助成の場合)

〇事業の流れ



各家畜保健衛生所 各農業改良普及所 (畜産課:0857-26-7287)

6次産業化商品の「売れる化」支援事業

(県外モニターを活用したブラッシュアップ支援)

事業の目的

農林漁業者等が県外モニターを活用して行う6次産業化商品のブラッシュアップの取り組みを 支援する

対象者

県内の農林漁業者、農林漁業を営む法人(従業員20名以下)、任意組織(規約を有し、主たる構成員が農林漁業者で構成されている団体)

支援の内容

6次産業化商品をブラッシュアップするための県外の消費者モニター活用に係る経費を支援します (モニターに供する商品代は実施主体が負担)

補助金額•補助率

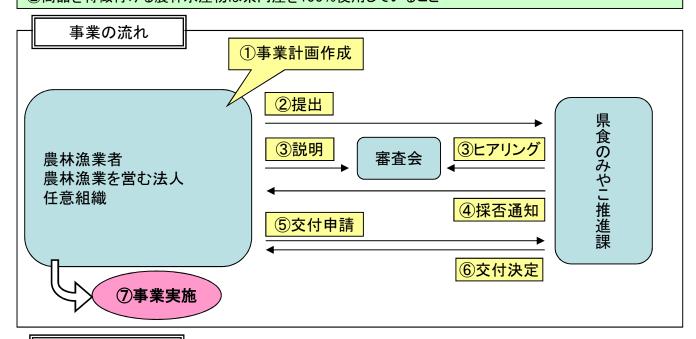
【補助率】事業費の2/3を補助する。

【補助上限額】500千円

※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります

主な要件

- ①自ら加工した商品(商品の製造を委託している場合は、自らを商品の販売者として標記している場合を含む)であること
- ②商品を特徴付ける農林水産物は県内産を100%使用していること



お問い合わせ先

6次産業化商品の「売れる化」支援事業

(マーケットイン型商品開発支援)

事業の目的

農林漁業者及び小規模食品事業者等が食品バイヤーと連携して取り組む県内食材を原料に した新商品開発を支援する

対象者

県内の農林漁業者、農林漁業を営む法人(従業員20人以下)、任意団体(規約を有し、主たる構成員が農林漁業者で構成されている団体)、小規模食品加工業者(従業員20人以下)

支援の内容

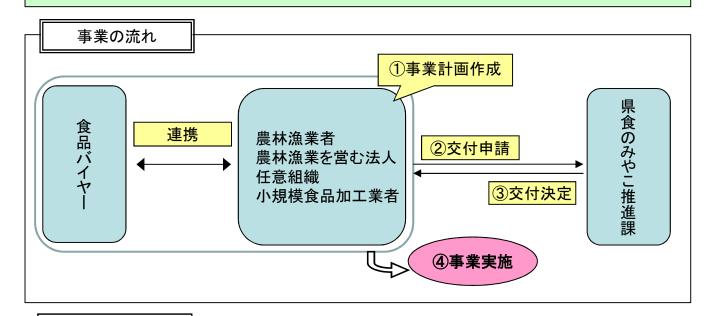
食品バイヤーと連携して取り組む県内食材を原料にした新商品開発に係る経費を支援します ※5万円以上の備品購入費、申請者が新商品開発のため提供する原材料費を除く

補助金額•補助率

【補助率】事業費の2/3を補助する。 【補助上限額】1,000千円

主な要件

- ①連携する食品バイヤーは、県外の小売事業者とする
- ②既存商品の改良は対象外とする



お問い合わせ先

初めての6次産業化バックアップ事業

事業の目的

初めて6次産業化に取り組む農林水産業者等が行う6次産業化の取り組みを支援する

対象者

農林漁業者、農林水産業を営む法人、任意組織(規約を有し、主たる構成員が農林水産業者で構成されている団体)

※既に商品を販売している場合でも、販売金額が原則年間30万円以下の農林漁業者等は対象とする

支援の内容

県内の6次産業化に係る推進活動及び生産体制を含めた施設・機械整備を支援します(ただし、 施設・機械整備は3万円以上のもの)

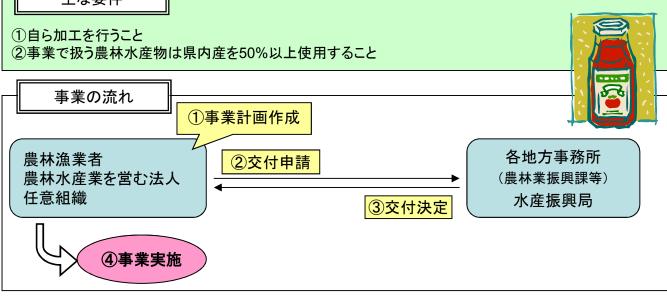
補助金額•補助率

【補助率】事業費の2/3を補助する。

【補助上限額】400千円

※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります

主な要件



担当部所 電話番号

	区分	所 属	電話
		商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課	0857-26-7807
	農産	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	林産畜産	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
		中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
		西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
		西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
	水産	水産振興局水産課	0857-26-7316

もうかる6次化・農商工連携支援事業(スタートアップ型)

事業の目的

農産加工グループ等による県産農林水産物を使用した加工品づくりの施設整備を支援する

対象者



農林漁業者、加工グループ、農業法人(農事組合法人又は従業員5人以下の会社法人)

支援の内容

食品加工に必要な備品購入を支援します(3万円以上のもの)

補助金額•補助率

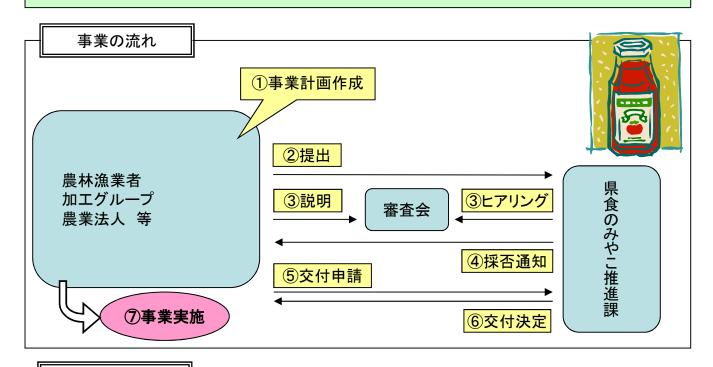
【補助率】事業費の1/2を補助する。

【補助上限額】1,000千円

※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります

主な要件

- ①自ら加工を行うこと
- ②事業で扱う農林水産物は県内産を50%以上使用すること



お問い合わせ先

もうかる6次化・農商工連携支援事業(6次産業型)

事業の目的

自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する。

対象者

農林漁業者、農業を営む法人、農林漁業成長産業化ファンドから出資を受けた法人、 任意組織(規約を有すること)、農漁協



支援の内容

- 6次産業化や農商工連携の取組みに必要な経費を支援する。
- ①販路開拓のように6次産業化等の推進に必要な経費(ソフト)
- ②生産、加工等に必要な施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード)※畜産、水産の生産経費は対象外

補助金額•補助率

【補助率】事業費の1/2(県1/3、市町村1/6)

※主な要件④に該当する事業は2/3を補助(県1/2、市町村1/6)

【県の単年度補助上限額】 農林漁業者(個人) 3,000千円 農業を営む法人等 7,000千円 任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円

※主な要件④に該当する事業は、上記の額に3/2を乗じた額

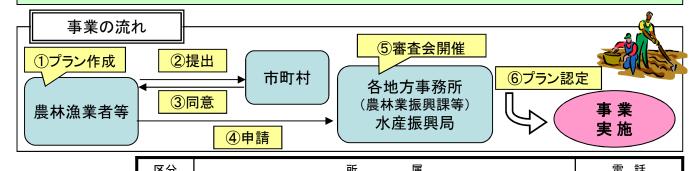
主な要件

- ①自ら生産だけでなく加工もしくは商品の販売を行っていること(又はプラン期間中に行う予定)
- ②事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること(又はプラン期間中に行う予定)
- ③次のいずれかに該当すること

(水産以外)〇認定農業者 〇社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並 (水産) 〇1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組

〇法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上

- ④次のいずれかに該当する場合、補助率を嵩上げする
- 〇新規正規雇用 〇国際認証取得 〇これまで県外で行っていた加工を自ら行う



担当部所電話番号

区方		电话
	商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課	0857-26-7807
農産	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
林産	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
畜産	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
水産	水産振興局水産課	0857-26-7316

鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業)

事業の目的

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携法により認定を受けた取組を行う場合に必要な施設整備を支援。

対象者

(1)農林漁業者団体

- ①農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっている団体
- ②①の団体が主たる構成員又は出資者となっている法人
- ③常時雇用者を3名以上雇用している又は雇用予定の団体

(2)農林漁業者団体等と連携する中小企業者

農商工等連携促進法第2条第1項に規定する中小企業者であって農林漁業者団体等と連携 する者

支援の内容

(1)農林漁業者団体への支援

- ①農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設:処理加工施設、販売施設・地域食材提供施設等
- ②農林水産物等の生産のために必要な施設等:高生産性農業施設、乾燥調製貯蔵施設等 ※①と併せて行う場合に限る。 ※農商工等連携事業計画で実施する場合は、②単独でも実施が 可能。

(2)中小企業者への支援

食品等の加工・販売のために必要な施設(新商品の製造過程に対応したもの)

※販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限る。

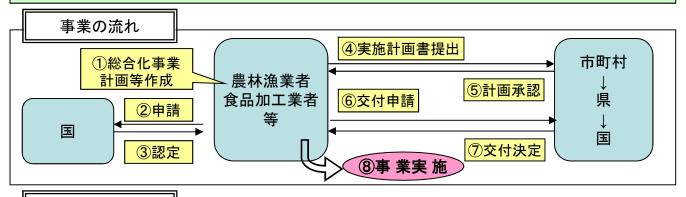
補助金額•補助率

【補助率】融資残補助3/10以内(国庫)

【補助上限額】1億円

主な要件

- ①多様な事業者が連携する取組であること(事業実施主体を含む3者以上)
- ②投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。等



お問い合わせ先

農産加工グループ、農業法人等のみなさま! 地元食材を使った加工品の開発・販路開拓 を支援します!

- 1 事業名 「とっとりオリジナル加工品づくり支援事業」
- 2 補助対象者

県内の農産加工グループ、農業法人、 「食のみやこ鳥取県」推進サポーター(従業員数が6人以上の事業者を除く。)



3 補助内容

	内容	対象経費	
1	地元農林水産物を使用した新商品の開発	試作材料費、旅費、食糧費、謝金、会場借上	
2	成功事例の視察研修の実施	料、試食品代金、パッケージデザイン版下作	
3	消費者を対象としたモニタリングの実施	成費、PR資材作成費等	
4	県内量販店等での試食・販売PRの実施		
5	その他目的達成に必要な事項		

- ※注意事項 ・補助金の交付決定前に行った事業の経費は、補助対象外となります。
 - ・補助事業に関する書類は、事業完了した年度から5年間は保管してください。
- 4 補助率及び補助金額 (補助金総額 1,500千円)

補 助 率:補助対象経費の1/2 補助上限額:25万円/1事業者

5 申請方法

以下の問合せ先までご連絡いただき、専用の申請書様式に必要事項を記入の上、ご提出ください。



【申請の問合せ先】

東部振興監 東部振興課 中部総合事務所 地域振興局 中部振興課 西部総合事務所 地域振興局 西部観光商工課 市場開拓局 食のみやこ推進課

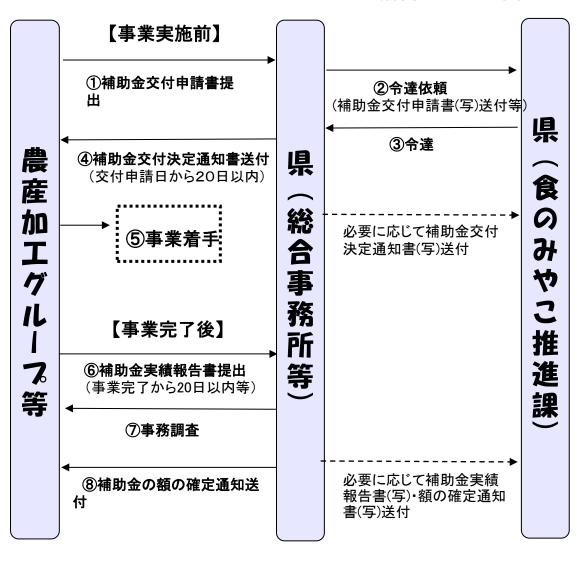
0857-26-7969

0858-23-3952 0859-31-9648

0857-26-7836



とっとりオリジナル加工品づくり支援事業フロー図



鳥取県フードビジネス拡大支援事業補助金

事業の目的

県産加工食品の輸出拡大を目的とした施設整備及び県内の食品産業におけるバリューチェーンの構築に資する加工施設整備に要する経費の一部を助成することにより、地域農林水産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的とする制度です。

対象者

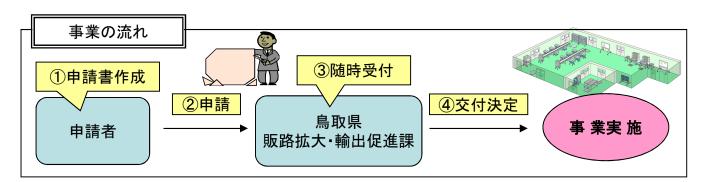
次の要件をすべて満たす企業等

- (1)鳥取県内に事業所を有する食品産業事業者又は立地企業であること
- (2)新・増設する加工施設・機械設備は鳥取県内に整備すること
- (3)新・増設する加工施設・機械設備について、次のいずれかを達成すること
 - ア 利用開始から1年以内に食品安全規格の輸出向け認証を取得すること
 - イ 利用開始から1年以内に製品の5%以上を輸出すること
 - ウ 利用開始時において加工原料の30%以上を県内に事業所をおく事業者から仕入れること
 - エ 利用開始時において製造又は加工した中間加工品の30%以上を県内事業者へ供給すること
- (4)新・増設する加工施設・機械設備について、10,000千円以上の投資をすること

支援の内容

新・増設する加工施設・機械の整備に要する経費の補助

補助率	補助対象経費の1/3以内
補助限度額	35,000千円
事業期間	36月以内
補助率の嵩上げ	中間加工品製造を県外から県内に移転する事業の場合、補助率を1/2以内、補助上限額を52,500千円に嵩上げ



問い合わせ先	機関∙部署	電話
	市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	0857-26-7963

鳥取県食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金

事業の目的

本県食料品製造業者の安全・安心への対応による差別化を通じて県内食料品製造業の底上げを図り、県外・国外への取引先・販路拡大を目指すため、県内事業所の認証取得や衛生管理対策等を促進することを目的とする制度です。

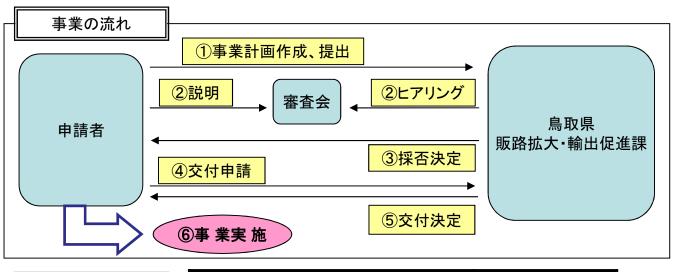
対象者

- ① 認証取得支援事業 県内の工場等で食品安全規格の認証取得を目指す食料品製造業者又は立地企業
- ② 安定化支援事業 県内の工場等で輸出向け食品安全規格の認証の初回更新を目指す食料品製造業者又は 立地企業

支援の内容

食品安全規格の認証取得もしくは初回更新を目的に実施する事業経費への補助 ※必ず認証(審査登録)機関等の審査を受ける事業計画とすること。

	①認証取得支援事業	②安定化支援事業	
補助率	補助対象経費の1/2以内 ただし、輸出向け認証取得の場合は2/3以内	補助対象経費の1/2以内	
補助限度額	1件当たりの総額250万円 ただし、輸出向け認証取得の場合は500万円	1件当たり75万円/年×3年	
事業期間	24月以内	36月以内	



問い合わせ先	機関∙部署	電話
	市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	0857-26-7963

中間加工技術向上対策事業

事業の目的

県内中間加工業者が実需者ニーズに対応するため、中間加工技術に関する専門家を県内加工業者の現場に派遣し、実践的な研修を実施することで、県内における中間加工の受注を促進する

対象者

県内中間加工業者

支援の内容

派遣する専門家の派遣経費を支援します(報償費、旅費。ただし、のべ5日以内に限る。)

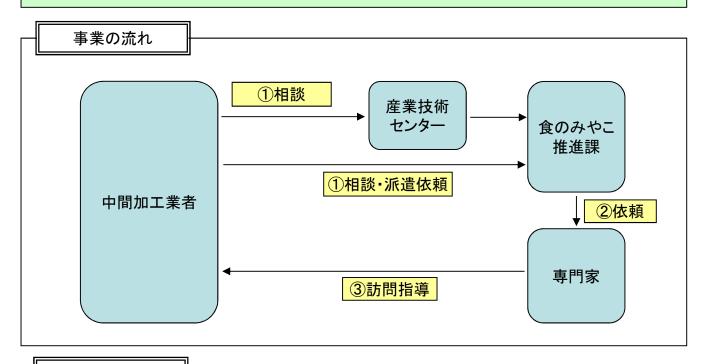
補助金額•補助率

【補助率】定額

- ※報償費は指導等を受ける時間により、半日又は1日単位の単価の基づき支給します。
- ※旅費は鳥取県の旅費支給基準に基づく額とします。

主な要件

・県内の中間加工業者であること



お問い合わせ先

中間加工品開発支援事業

事業の目的

県内事業者と連携する中間加工業者の加工品試作開発を支援することで、県内における中間 加工の受注を促進する

対象者

県内事業者と連携する中間加工業者

支援の内容

中間加工品(自ら最終製品として使用する場合を除く)の開発に係る経費を支援します (例:試作材料代、分析調査費等)

補助金額•補助率

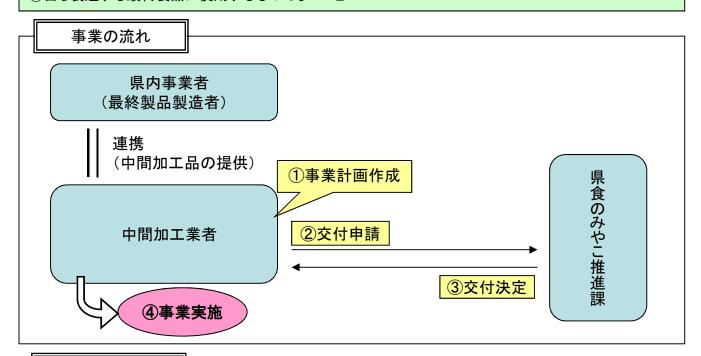
【補助率】定額

【補助上限額】100千円(1商品当たり)

※購入した消耗品を全て使用しない場合は、按分処理して補助対象経費とする

主な要件

- ①連携する業者は県内事業者であること
- ②自ら製造する最終製品に使用するものでないこと



お問い合わせ先

もうかる6次化・農商工連携支援事業(農商工連携型)

事業の目的

農林漁業者と連携した(農商工連携)、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取り組みを支援する。

対象者

農林漁業者と連携する食品加工業者等

支援の内容

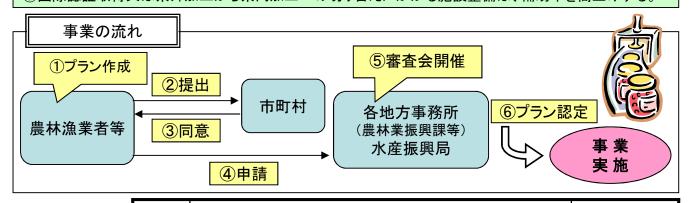
農林漁業者と連携した食品加工等に必要な施設・機械整備の経費を支援します (3万円以上のもの)

補助金額•補助率

【補助率】事業費の1/3(県1/3、市町村任意) ※主な要件③に該当する事業は1/2を補助 【県の単年度補助上限額】 10,000千円 ※主な要件③に該当する事業は、15,000千円

主な要件

- ①補助金交付申請までに、原材料となる連携農林水産物(注)について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する(水産物は除く)。
- 2プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める。
 - (水産物にあっては、県内の産地市場を経由したものを含む)
- (注)農商工連携によって開発する商品の原材料であって、重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を 有する農林水産物
- ③国際認証取得又は県外加工から県内加工への切り替えにかかる施設整備は、補助率を嵩上げする。



担当部所 電話番号

	区分	所属	電話
	農産 林産 畜産	商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課	0857-26-7807
		農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
		農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
		中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
		西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
		西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
	水産	水産振興局水産課	0857-26-7316

鳥取県食品加工施設整備補助金

事業の目的

県内に不足する農産物加工施設を新・増設する企業に対して、加工施設新・増設に必要な施設・機械整備に係る経費の一部を助成することで、県内食品加工業におけるバリューチェーン(付加価値連鎖)の構築を促し、もって地域農産物の生産振興、地域経済の活性化を図ることを目的とする制度です。

対象者

次の要件をすべて満たす企業

- (1)鳥取県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業であること
- (2)新・増設する加工施設・機械設備は鳥取県内に整備すること
- (3)新・増設する加工施設・機械設備について次のいずれかを事業計画終了時において達成していること
 - ①加工原料である農産物について仕入れ金額の30%以上を県内産とすること
 - ②県内に事業所を有する事業者からの受託生産額割合を30%以上とすること
- (4)事業計画期間中に新・増設に係る加工施設について30,000千円以上の補助事業に関する投資をすること
- (5) 事業計画終了時において補助事業に係る従業員を1人以上新規雇用すること
- (6) 県内に不足している以下の加工形態を行う施設であること

①洗浄、皮むき、 カット型	②冷凍、そうざい型	③粉末、乾燥型	④搾汁、糖加型
⑤飲料型 ※ただし、清酒生産は除く	⑥酢醸造型	⑦エキス抽出型	⑧包装、パック、 ボトリング型

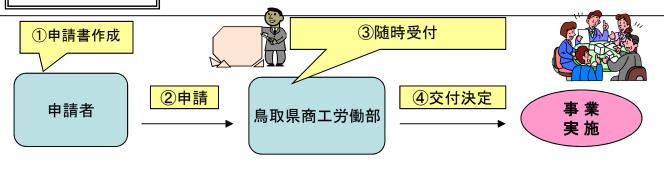
支援の内容

農産物加工に係る施設・機械整備費の補助(水産加工、畜産加工に係るものは除く)

補助金額•補助率

補助率	補助対象経費の1/3以内	
補助限度額	35,000千円	
事業期間	36月以内	

事業の流れ



問い合わせ先

機関•部署	電話
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

鳥取県農商工連携促進ファンド事業

事業の目的

対象者

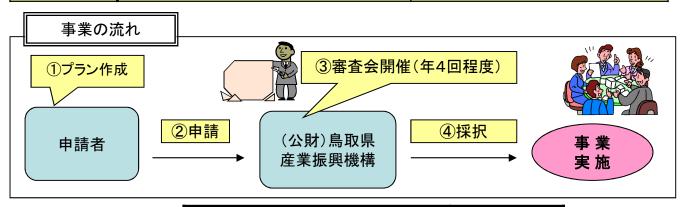
- (1)中小企業者と農林漁業者との連携体
- (2)自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体
- (3)連携体を支援する事業を行う県内の農業協同組合、畜産協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所・商工会(連合会を含む。)、NPO、市町村、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター等

支援の内容

事業名	取組内容	
農商工連携事業	連携体が、互いの経営資源を活用し、それぞれが工夫を凝らして行う事業であって、新商品又は新サービスの開発、農林水産業の生産現場における生産効率(技術)向上・改善のためのシステムづくり及び当該新商品又は新サービスの販路拡大等を目的とした取組	
農商工連携サポート事業	展示会・見本市への出展、セミナー開催等、連携体の事業化の促進を目的とした取組(複数の連携体の取組を支援対象とする事業に限る)。	

補助金額•補助率

区分	農商工連携事業	農商工連携支援事業
助成対象者	中小企業者等と農林漁業者の連携体	連携体の活動を支援する者
助成率	助成対象経費の3/4以内	助成対象経費の10/10以内
助成限度額	10,000千円	5,000千円
事業期間	36月以内 ※平成30年12月には事業完了すること	12月以内



問い合わせ先

機関·部署	電話
(公財)鳥取県産業振興機構新事業創出部	0857-52-6704
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7836

農商工連携研究開発支援事業

事業の目的

農林漁業者と中小企業者等が行う研究開発に必要な基礎的調査(試験栽培を含む)・情報収集・開発検討に要する経費の一部を助成します。

対象者

- (1)中小企業者と農林漁業者との連携体、又は連携体を構成する意志のあるグループ
- (2)自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体、又は連携体を構成する意志のあるグループ

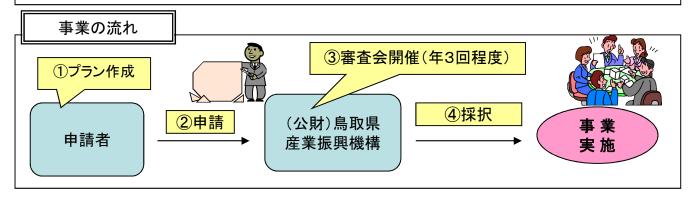
支援の内容

農商工連携を行うために必要な基礎的調査、情報収集、開発検討

対象経費区分	内容	
1. 外部専門家 (謝金·旅費)	助成事業者自らが、技術的ノウハウを得る為の外部専門家を受け入れる際に必要な経費(指導者への旅費、謝金)	
2. 特許等調査	事業取組み以前に特許等の他社申請状況を調査する為に必要な経費	
3. 会場借料	会議を開催するにあたり必要な会場借料および茶菓代	
4. 先進地調査・ 市場調査	先進地調査・市場調査(国内に限る)に必要な旅費および宿泊費	
5. 原材料費	研究開発のための基礎データ取りを目的とした、原材料・副資材の購入費	
6. 機器・ 設備利 用費	研究開発のための基礎データ取りを目的とした、機器・設備の借用及び外部施設 等の利用に係る経費	
7. 委託費	研究開発のための基礎データ取りを目的とした、事業の一部の委託に要する経費	
8. 雑費	基礎的調査・情報収集・開発・検討に付随的に支出する、専門書購入費および切手代、その他研究開発をする為に必要と認められる経費	

補助金額•補助率

助成限度額:600千円 助成率:2/3以内 事業期間:12月以内



問い合わせ先

機関•部署	電話
(公財)鳥取県産業振興機構新事業創出部	0857-52-6704
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7836